

国内経済要録

◇世界銀行に対する円資金の貸付

本行は、最近におけるわが国国際収支の状況にかんがみ、多年わが国経済の発展に貢献してきた世界銀行の活動を援助し、あわせて国際金融協力に資する見地から、同行に対して360億円の貸付を行なうこととし、2月12日、世界銀行との間で取決め調印を行なった。

◇「昭和45年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」の閣議決定

政府は、さきに(1月23日)閣議で了解した「昭和45年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」を一部修正のうえ、2月14日の閣議において正式に決定した。その概要は以下のとおり。

1. 金融調整措置の影響は、実体経済面にはいままでのところさほど現われておらず、経済はなおかなり強い拡大傾向を示しており、消費者物価の騰勢に加えて卸売物価の動向も引き続き懸念される。

他方、世界貿易の伸びの低下が予想され、わが国の輸出も鈍化すると見込まれるものの、国際収支はなおかなりの黒字を続け、これを背景に国際的視点に立った経済運営を図り、わが国の経済効率化を推進することの必要性が一段と高まるものと思われる。

2. 45年度の経済運営にあたっては、慎重かつ節度ある態度で臨み、財政金融政策をはじめとする経済政策の適切かつ機動的な運用により、総需要を適正に保ち、わが国経済の持続的成長を確保するとともに、次の諸施策を重点的に行なうことにより、物価の安

定、経済の国際化と効率化のいっそうの推進および社会開発の強力な展開等を図ることとする。

第1に、消費者物価については、構造政策を推進するとともに、競争条件の整備、輸入政策の活用等の施策を講じ、また米・麦価の水準を据え置くほか公共料金について極力その抑制を図る。

第2に、国際化に即応する体制の整備に努めつつ、かなりの品目について残存輸入制限の撤廃を図るとともに、資源開発等海外投資の促進、経済協力の充実、資本・為替自由化のいっそうの推進等、対外経済政策

主要経済指標

	単 位	43年度 (実績)	44年度 (実績 見込み)	45年度 (見通し)	44年度 43年度 (%)	45年度 44年度 (%)	
総 人 口	万 人	10,145	10,265	10,385	101.2	101.2	
勞 働 力 人 口	〃	5,076	5,120	5,170	100.9	101.0	
雇 用 者 総 数	〃	3,164	3,225	3,290	101.9	102.0	
国 民 総 生 産 (同実質対前年度比)	億 円	527,803	625,500	724,400	118.5	115.8	
個 人 消 費 支 出	〃	—	—	—	113.2	111.1	
国内民間総資本形成	〃	274,782	319,200	370,000	116.2	115.9	
企 業 設 備	〃	153,497	192,200	225,000	125.2	117.1	
在 庫 品 増 加	〃	99,033	125,000	146,500	126.2	117.2	
民 間 住 宅	〃	20,727	25,000	26,000	120.6	104.0	
政府の財貨サービス購入	〃	33,737	42,200	52,500	125.1	124.4	
経 常 支 出	〃	93,443	105,700	121,300	113.1	114.8	
資 本 支 出	〃	44,086	51,100	58,800	115.9	115.1	
輸出と海外からの所得 (控除)	〃	49,357	54,600	62,500	110.6	114.5	
輸入と海外への所得	〃	58,290	71,000	81,700	121.8	115.1	
輸 入 と 海 外 へ の 所 得	〃	52,209	62,600	73,600	119.9	117.6	
鉱工業生産指数	昭和 40年=100	164.9	194.0	223.1	117.6	115.0	
卸売物価指数	昭和 40年=100	105.2	108.6	110.7	103.2	101.9	
消費者物価指数 (全国)	〃	116.1	122.7	128.6	105.7	104.8	
国 際 収 支	経 常 収 支	百 万 ド ル	1,520	2,120	2,020	—	—
	貿 易 収 支	〃	3,018	3,800	4,000	—	—
	輸 出	〃	13,465	16,400	18,800	121.8	114.6
	輸 入	〃	10,447	12,600	14,800	120.6	117.5
	貿 易 外 収 支	〃	△ 1,329	△ 1,480	△ 1,750	—	—
	移 転 収 支	〃	△ 169	△ 200	△ 230	—	—
	長 期 資 本 収 支	〃	△ 82	△ 350	△ 950	—	—
	短 期 資 本 収 支	〃	88	—	—	—	—
	誤 差 脱 漏	〃	101	250	—	—	—
	総 合 収 支	〃	1,627	2,020	1,070	—	—
通 関 輸 出	百 万 ド ル	13,717	16,700	19,150	121.7	114.7	
通 関 輸 入	〃	13,290	15,850	18,550	119.3	117.0	

を積極的に展開する。

第3に、国民生活の充実を旨とし、社会資本の整備、社会保障の充実、過密過疎対策および公害対策の強化等を通じ、社会開発の推進に格段の努力を払う。

第4に、経済の効率化を図るため、総合農政の推進、中小企業の構造改善、新規産業の振興、金融の効率化等経済体質の改善に努めるとともに、公債発行規模の縮減、資金配分の適正化等財政の健全化、効率化を進める。

第5に、労働力不足の進展に対処し、労働力の有効活用、人的能力の開発・向上を促進するとともに、急速な情報化、技術革新の展開に備え、自主技術の開発を中心に科学技術の振興を図る。

3. 上記のような経済運営の基本的態度のもとにおいて、45年度の国民総生産の規模は72兆4,400億円程度に達し、その成長率は実質11.1%(名目15.8%)程度となるものと見込まれる。主要経済項目の動向は別表のとおり。

◇金融機関の金利の最高限度変更とガイドラインの決定

1. 本行は3月3日、金利調整審議会に諮問のうえ、金融機関の金利の最高限度を、その規制方法の簡素合理化および利率表示の年利建移行の観点から、次のとおり変更、4月1日から実施することを決定し、同日、その旨大蔵大臣から告示が行なわれた。

- (1) 銀行の預貯金利率および定期積金利率の最高限度
- | | |
|------------|-------|
| 期間の定めがある預金 | 年5.5% |
| 当座預金 | 無利息 |
| 納税準備預金 | 年3.0% |
| その他の預金 | 年2.5% |

- (2) 信用金庫等その他金融機関の預貯金利率の最高限度は銀行のそれに準ずるが、それぞれの系統機関相互間の預金利率には当分の間これを適用しない。また、現在銀行より高い利率を適用しているものには、さしあたり前記利率に、期間の定めがある預金については年0.1%、納税準備預金およびその他の預金については年0.25%を加えたものを最高限度とする。

- (3) 銀行の貸付利率および手形割引率は年9.5%、当座貸越利率は年10.25%とする。ただし、返済期限1年以上の貸出ならびに1件の金額百万円以下の貸付および手形割引には適用しない。

- (4) 信託会社および保険会社の貸付利率および手形割引率の最高限度は、さしあたり銀行の当該利率の最高限度に年0.5%、農林中央金庫のそれは同じく年0.25%を加えたものとする。

2. 上記告示の変更に伴い、本行は、預貯金等の付利上の混乱を回避する趣旨から、当分の間、主要金融団体等関係方面の意見を徴したうえ、告示上の金利の最高限度の範囲内で、ガイドラインとしての預金細目金利を定め、公表することとし、さしあたり4月1日以降の細目金利を次のとおり決定公表した。

(1) 金融機関の預貯金利率および定期積金利率

期間の定めがある預金		
定期預金	3か月もの	年4.0%以下
〃	6か月〃	年5.0%〃
〃	1か年〃	年5.5%〃
据置貯金		定期預金の利率に準ずる
定期積金		年3.9%以下
当座預金		無利息
納税準備預金		年3.0%以下
その他の預金		
普通預金および普通貯金		年2.25%以下
通知預金		年2.5%〃
別段預金およびその他の雑預金		年2.25%〃

- (2) 信用金庫等その他の金融機関の預貯金等の最高金利で、臨時金利調整法に基づく告示の2により特例を認められたものについては、さしあたり、上記1の利率に、定期預金、据置貯金および定期積金については年0.1%、納税準備預金およびその他預金については年0.25%を加えたものとする事ができる。

- (3) 金融機関相互間の期間3か月以上の定期預金の利率は、上記1にかかわらず年5.5%以下とすることができる。

◇長期金利の改訂について

1. 事業債

受託銀行および引受証券会社では、3月発行分から事業債の発行条件を改訂し、表面利率を0.3%引き上げるとともに、発行価格を額面100円につき50銭引き下げる事となった。この結果、応募者利回りは約0.42%上昇することとなる。

新発行条件は次のとおり(カッコ内は改訂前)。

	表面利率 (%)	発行価格 (円)	応募者利回り (%)
A 格	7.6(7.3)	98.00(98.50)	8.046(7.628)
A' 格	7.6(7.3)	97.50(98.00)	8.161(7.740)
B 格	7.6(7.3)	97.25(97.75)	8.218(7.796)
C 格	7.8(7.5)	97.50(98.00)	8.366(7.944)
D 格	7.8(7.5)	97.00(97.50)	8.483(8.058)

2. 利付金融債

長期信用銀行3行でも、3月発行分から利付金融債の発行条件を改訂し、表面利率を0.2%引き上げて7.5%とするとともに、発行価格を額面100円につき50銭引き下げて99円50銭とすることを決定した。この結果、応募者利回りは約0.34%上昇して7.638%となる。

農林中央金庫および商工組合中央金庫においても利付金融債について同様の条件改訂を決定。

なお東京銀行も、利付金融債の表面利率を0.2%引き上げて7.0%とするとともに、発行価格を額面100円につき30銭引き下げて99円70銭とすることを決定した(応募者利回りは6.80%から7.121%に上昇)。

3. 長期貸出金利

長期信用銀行3行は、上記利付金融債の発行条件改訂に伴い、長期貸出金利についても最優遇金利を8.2%から8.5%に引き上げ、4月1日以降新規貸出分から適用することを決定した。

4. 貸付・金銭信託予想配当率

信託7行は、2月24日、貸付信託の予想配当率を2年ものにつき年0.1%(引上げ後年6.5%)、5年ものにつき年0.2%(引上げ後年7.47%)それぞれ引き上げ、3月20日設定分から適用することを決定した(既往設定分については45年9月21日以降の支払配当分に適用)。

なお、金銭信託についても3月11日、2年ものにつき年0.1%(引上げ後年6.3%)、5年ものにつき年0.2%(引上げ後年7.23%)それぞれ引き上げ、3月26日設定分から適用することを決定した。

5. 公社債投資信託予想配当率

投信5社は、3月6日、公社債投資信託の予想配当率を0.25%引き上げて7.70%とし、本年9月決算期到来分から実施することを決定した。

◇銀行の配当規制の緩和

大蔵省では、かねてから普通銀行、信託銀行、外国為替銀行および長期信用銀行の配当規制の緩和を検討してきたが、昭和45年3月期をもって統一経理基準の経過期間が終了、経理内容を同一の基盤で比較しうる体制が整備されることになったのを機会に、昭和45年9月期から当分の間次の要領により規制緩和を実施することを決定、各銀行に通達した。

(1) 年10%以下の配当は原則として自由に行ないうる。

(2) 経営内容の優良な先については、配当率年15%、配当性向40%の範囲内で、次の算式によって算出される比率を最高限度として配当率を適宜決定することができる。

$$15\% \times \frac{\text{当期自己資本比率}}{\text{標準自己資本比率}} \times \frac{\text{標準経費率}}{\text{前期および当期経費率の単純平均}} \\ + \frac{\text{当期資本金}}{\text{利益率(年率)}} \times \frac{20}{1000}$$

なお、上記算式における標準自己資本比率および標準経費率は、当分の間次のとおりとする。

	普通銀行および外国為替銀行	信託銀行	長期信用銀行
	%	%	%
標準自己資本比率	10.00	7.00	7.00
標準経費率	2.00	1.30	1.00

また、増資の結果、上記算式による最高限度が増資直前の実行配当率を下回ることとなった場合には、4期(2年)に限り、増資直前の実行配当率を維持することができる。

(3) 創立10周年および25周年ならびにそれらの倍数年に該当する決算期には、本来の配当に加えて年2%の範囲内で記念配当を行なうことができる。

◇外国為替手形の売買相場算定に適用する割引率の変更等

本行は、ニューヨーク市場における一流銀行引受手形割引率の変更に伴い、外国為替手形の売買相場算定に適用する割引率を次のとおり変更した。

買取手形期間	変更前	2月5日以降	2月21日以降	2月28日以降
全期間	8.125%	8.0%	7.875%	7.75%

また、本邦甲種外国為替公認銀行では、米ドル建輸入ユーザンス金利(3か月、4か月ものとも)の最高限度を次のとおり改訂した。

	改訂前	2月6日以降	2月23日以降	3月2日以降
信用状つき	11.125%	11.0%	10.875%	10.75%
信用状なし	11.375	11.25	11.125	11.0